

支援業務の実施に関する計画書

(支援業務の概要に関すること)

(留意事項)

実施しようとする支援業務の内容などについて、具体的に記載してください。

○支援業務について

① 家賃債務の保証

- ・住宅確保要配慮者を対象に家賃債務保証を提供し、管理会社または家主への送金対応を実施します。
- ・入居者見守りサービスを任意で付帯できる保証プランを設け、入居者の安否確認を実施します。非常時には、事前登録された連絡先にアラートを通知し、迅速な対応を図ります。
- ・万一の死後事務対応において発生する費用（遺品撤去、片付け、原状回復、ハウスクリーニング等）については、住宅確保要配慮者と株式会社リーガルスマーズ間で締結された契約に基づき、当社が費用を負担します。

② 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助

- ・電話や郵便等で連絡が取れない支援対象者については、訪問による安否確認を実施します。
- ・支援者の状況に応じて、公的支援制度の内容説明および申請の提案を行います。
- ・就業支援として、就業先の紹介や斡旋を行います。
- ・他の居住支援法人と連携し、支援者に対する密な相談対応を継続的に実施します。

③ 横浜市居住支援協議会との連携

横浜市居住支援協議会の会員として、住宅確保要配慮者に関する情報収集を行うとともに、協議会会員との連携を通じて、地域における居住支援の充実を図ってまいります。

○支援業務以外の業務について

① 不動産賃貸借における賃料債務の保証業務

不動産賃貸借契約に基づき、賃借人との間で保証委託契約を締結し、賃貸人に対して家賃債務保証を実施します。これにより、賃貸人の安定した賃料収入を確保し、円滑な賃貸運営を支援します。

② 債務保証業務

保証委託契約に基づき、賃借人が不動産賃貸借契約における賃料等の支払いを遅滞した場合、当社が賃貸人に代位弁済を行います。これにより、家主の債権保全とリスク軽減を図ります。

③ 少額短期保険代理店業務

保証委託契約に付帯する形で、少額短期保険の取扱いを行います。入居者の生活リスクに備える保険サービスを提供し、より安心・安全な居住環境の実現に寄与します。